

## 令和5年度第1回八幡市入札制度懇話会

1. 開催日時 令和5年8月9日（水） 10時00分から11時30分まで

2. 場 所 八幡市役所本庁舎5階 会議室5－2

3. 出席者 (敬称略)

|     |       |                  |
|-----|-------|------------------|
| 会 長 | 岡山 敏哉 | 大阪工業大学 工学部建築学科教授 |
| 委 員 | 大田 直史 | 龍谷大学 政策学部政策学科教授  |
| 委 員 | 安枝 伸雄 | かささぎ法律事務所 弁護士    |

事務局 総務部技監、総務部契約検査課長 他2名  
抽出案件担当者 10名  
傍聴者 0名

4. 次 第
1. 開会
  2. 会長挨拶
  3. 懇話会の公開について
  4. 協議事項
    - (1) 指名停止等の運用状況、談合情報対応状況
    - (2) 抽出案件
      - ・一般競争入札 1件（うち工事1件、コンサル0件、物品0件）
      - ・指名競争入札 4件（うち工事2件、コンサル0件、物品2件）
      - ・随意契約 4件（うち工事1件、コンサル0件、物品3件）
  5. その他
  6. 閉会

5. 議事概要
- (1) 懇話会の公開について  
本会議を公開とすることを決定した。
  - (2) 指名停止等の運用状況、談合情報対応状況について  
指名停止等の運用状況、談合情報対応状況について報告し、別紙(1)のとおり意見・質疑等があった。
  - (3) 抽出案件について  
抽出案件について説明し、別紙(2)のとおり意見・質疑等があった。

## (1) 指名停止等の運用状況、談合情報対応状況について

| 質問・意見                                                                                | 回答                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 出来形不足とはどのような問題だったのか。また、出来形不足を確認した事後の措置は。                                             | 工事完成検査の際、街路灯の基礎部分が指示数量よりも不足していることが判明した。再施工を指示し、再施工に伴う遅延違約金の徴取と指名停止を行った。 |
| 本件は事実関係を確認のうえ適切な対応をしたと思うが、一般論として事案が生じた際に指名停止期間が従来通りの基準でよいか議論が必要。他自治体等の情報収集をされたい。（意見） |                                                                         |
| 指名停止の該当事由が過失による粗雑な建設事業とあるが、単純に過失と判断してよいのか。                                           | 受注者の説明においても特段の悪質性が確認されなかったことから、当該内容にて審査会の合意を得た。                         |

## (2) 抽出案件について

## 【抽出案件一覧（説明順）】

| 番号                 | 業務区分 | 入札契約方式 | 案件名称                                                                    | 担当課                   |
|--------------------|------|--------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1105102            | 工事   | 一般競争入札 | 令和4年度美濃山幸水地区配水管布設替工事、令和4年度舗装補修工事（その6）及び令和4年度八幡市公共下水道事業人孔蓋取替工事その8（美濃山幸水） | 上水道課<br>道路河川課<br>下水道課 |
| 1205114<br>1205115 | 工事   | 指名競争入札 | 令和4年度橋本小金川地域水路改修工事                                                      | 道路河川課                 |
| 1205119<br>1205120 | 工事   | 指名競争入札 | 令和4年度道路維持補修工事（その16）                                                     | 道路河川課                 |
| 3205101            | 物品   | 指名競争入札 | 統一地方選挙ポスター掲示場作成・設置・撤収等業務委託                                              | 選挙管理委員会事務局            |
| 3205104            | 物品   | 指名競争入札 | 住民票等交付用多機能端末の購入                                                         | 市民課                   |
| 1305101            | 工事   | 随意契約   | 令和4年度八幡土井地区配水管布設替工事                                                     | 上水道課                  |
| 3305101            | 物品   | 随意契約   | 八幡市水道窓口及び検針、徴収、開閉栓業務                                                    | 経営課                   |
| 3305102            | 物品   | 随意契約   | 地域イントラネットワーク保守業務委託                                                      | IT推進課                 |
| 3305103            | 物品   | 随意契約   | 新庁舎等サーバ整備保守業務委託                                                         | IT推進課                 |

【抽出案件に関する質疑事項】

| 質問・意見                                                                           | 回答                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1105102 令和4年度美濃山幸水地区配水管布設替工事、令和4年度舗装補修工事（その6）及び令和4年度八幡市公共下水道事業人孔蓋取替工事その8（美濃山幸水） |                                                                                 |
| 説明を聞いたうえで、特に意見はない。<br>（意見）                                                      |                                                                                 |
| 1205114、1205115 令和4年度橋本小金川地域水路改修工事                                              |                                                                                 |
| 2回目の入札でも辞退者が多いが、工事自体に何か問題があるのか。                                                 | 年度末の繁忙期であり、また水路改修にあたっての排水処理、冬場のコンクリート打設に技術が必要なため、辞退者が増えたものと推測する。                |
| 時期的な問題かと思うが、この時期に発注する必要があったのか。                                                  | 渇水期でないと施工が難しい現場であるため、この時期の発注となった。                                               |
| 次に同様の工事がある際は、発注時期について考慮されたい。（意見）                                                |                                                                                 |
| 1205119、1205120 令和4年度道路維持補修工事（その16）                                             |                                                                                 |
| 2回の入札不調の理由は。                                                                    | 繁忙期に加え、比較的施工数量が少なく安価な工事のため、辞退者が増えたものと推測する。                                      |
| 現在も工事を発注していないのか。                                                                | 今年度、秋以降に他の工事と合わせて施工数量を増やして発注予定。                                                 |
| 秋以降であれば同様の問題が生じるのでは。                                                            | 雨が多い時期は工事施工中の事故等の発生リスクが増えるため秋以降の施工となるが、前回よりも少し早めの発注を検討している。                     |
| 工事名に「その16」とあるが、道路を区分して補修しているのか。                                                 | 場所を予め決めているものではないが、普段の維持工事という形で緊急的な補修工事等を主に、発注順に番号をつけている。                        |
| 他の工事と併せて施工数量を増やすとのことだが、緊急性を要する工事であれば時期的な問題はないのか。                                | 緊急性の高い工事を保留することは難しいが、年度内発注予定のその他の工事と合わせることを検討している。                              |
| 施工数量が少なく緊急性の高い繁忙期の発注工事は、随意契約となるのか。                                              | 緊急の必要があるときは、随意契約によることができるとしている。                                                 |
| ケースバイケースで適切に対応されているように思う。（意見）                                                   |                                                                                 |
| 緊急性が高い工事で不調になった場合は、予定価格を上乗せして発注することになるか。                                        | 緊急に発注する場合は、あらかじめ受注可能かどうか確認をしたうえで不可能であれば別の業者に確認する。金額が合わない場合もあるが、予定価格を上乗せすることはない。 |
| 等級を操作してもう一度入札を行うことは難しかったのか。                                                     | 本件は等級を上げて不調となったことから、設計等を見直すことが望ましいと判断した。                                        |

|                                                        |                                                                                          |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3205101 統一地方選挙ポスター掲示場作成・設置・撤収等業務委託                     |                                                                                          |
| 落札率が高く、入札金額にかなりの差があるが、理由は。                             | これまでの実績等に基づき積算していたが、結果として物価高騰の影響が大きく、落札業者以外は予定価格超過となった。                                  |
| 物価高騰の影響により価格が上昇したというのは、どのように評価しているか。                   | 物価の影響を受けている場合はそれを考慮して積算すべきところ、本件については過去の実績等により積算をしたため上昇率の見込みが甘かったものとする。                  |
| 3205104 住民票等交付用多機能端末の購入                                |                                                                                          |
| 入札不調であるが、その後の随意契約の相手方が入札に参加しているところか。金額の提示はなかったのか。      | 入札参加意思はあったが、他の指名業者が全者辞退又は不調のため、入札不成立となった。このような場合、入札書が到着しても開封しない取扱いとしている。                 |
| 他の業者が全者辞退・不着であるが、考えられる理由は。                             | 市が求める仕様を満たす機種が限られる中、過去の半導体不足等も影響して納入期限までに対応できる業者が少なかったと推測する。                             |
| 1305101 令和4年度八幡土井地区配水管布設替工事                            |                                                                                          |
| 随意契約の理由を確認するために抽出したが、説明を聞いて理解した。（意見）                   |                                                                                          |
| 開発地内の施工の場合、入札ではなく開発事業者が契約しているところに随意契約とするのが一般的な方法か。     | 他の事例は把握していないが、開発業者が施工している中で工事を円滑に施工するため、随意契約により発注した。                                     |
| 落札率が100パーセントでない理由は。仮に100パーセントを超えた場合はどうなるか。             | 随意契約であっても適切に積算したうえで相手方から見積もりを徴取するので、金額の差や落札率には増減がある。100パーセントを超えた場合は、積算上の見落としがあるかどうか確認する。 |
| 物価高騰等もあるため、価格設定には注意されたい。（意見）                           |                                                                                          |
| 3305101 八幡市水道窓口及び検針、徴収、開閉栓業務                           |                                                                                          |
| 評価委員は庁内の職員か。                                           | すべて庁内の職員。                                                                                |
| 水道窓口及び検針、徴収、開閉栓業務とあるが、全てを委託するのか。市の職員にこの業務を行う人がいなくなるのか。 | 業務の実施は委託により受注者が行うが、業務内容を把握しておく必要があるため、市職員の担当者は存在する。                                      |
| 受注者が変わった場合は、その業務はどのように継続するのか。                          | 基本的な業務や法律関係等土台の部分は変わらないため、受注者が変わってもその部分を適切に引き継いでいけば問題ないとする。                              |

|                                                                                   |                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| このような委託の方法を採用することとした理由は。                                                          | 業務内容や手法に創意工夫が図れる部分が大きく、専門業者のシステムやノウハウを活用することでサービスレベルの向上や徴収率の増加が見込めると考え委託としている。また、業務間連携が重要であるため一括とした。                                          |
| 以前も同一業者が受注しているのか。業者が変われば不都合が生じるのでは。                                               | 以前も同一業者。よりよい業者に受託してもらいたい思いがあるので、今回の公募にあたっても複数業者が参加しやすい工夫をした。                                                                                  |
| 万が一受注者の倒産等があった時には市でその業務をやっているのか。                                                  | プロポーザルの際に財政基盤の確認をしており、業務が立ち行かなくならないよう対策している。また、月に数回定例会を設けて情報共有する等ノウハウの蓄積が失われないよう工夫している。                                                       |
| イギリスでは民営化していた水道事業を市直営に戻す議論が生じている。単純に民間がやれば市民サービスが向上するものではないので、その辺り気を付けて実施してもらいたい。 | 民営化議論は以前からあるが、今のところ全面民営化は考えていない。水の管理・経営の部分は市が直接実施しており、窓口業務の委託の委託についてはノウハウの蓄積・継承等について他の事例を踏まえ方法を検討している。                                        |
| 3305102 地域イントラネットワーク保守業務委託、3305103 新庁舎等サーバ整備保守業務委託                                |                                                                                                                                               |
| 長期継続契約で契約した理由は。DXによりシステムが改変される中で、新システムに対応する必要があると思うが5年間の契約で問題ないか。                 | 本件は一括調達したサーバ基盤等に係るもので、サーバ製品は5年程度で耐用年数を迎えるため、そのタイミングで更新することとしている。サーバ基盤にはある程度余裕を持たせて調達しており、新システム導入時にはその中の容量を使って対応するため、5年間の多少の変化には対応できるよう考慮している。 |
| 構築業務は別の契約か。                                                                       | 構築は新庁舎整備に合わせて進めていたため、数年前に契約をしている。令和4年度に構築が終わり、運用・保守を開始した。                                                                                     |